

議員提出第10号議案

足立区放射能汚染対策推進協議会条例

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第13条第1項の規定により提出する。

平成25年9月17日

提出者

足立区議会議員	針	谷	みきお
同	ぬ	かが	和子
同	鈴	木	けんいち
同	さ	とう	純子
同	伊	藤	和彦
同	浅	子	けい子
同	は	たの	昭彦

足立区議会議長 馬場信男 様

(提案理由)

区民の命と健康を放射能汚染から守り、放射能汚染対策を推進することを目的に、区長の附属機関として、足立区放射能汚染対策推進協議会を設置するため、本議案を提出する。

足立区放射能汚染対策推進協議会条例

(設置)

第1条 足立区の区民の命と健康を放射能汚染から守り、放射能汚染対策を推進するため、区長の附属機関として、足立区放射能汚染対策推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、区長の諮問に応じ、次の事項について調査・研究・協議し、答申する。

(1) 放射能汚染状況把握の推進に関すること。

(2) 放射能除染対策の推進に関すること。

(3) 子どもの健康被害防止対策の推進に関すること。

(4) 前各号のほか、放射能汚染対策の推進に関し必要な事項

2 協議会は、放射能汚染対策の推進に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な事項について、区長に建議することができる。

(組織)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる者のうちから、区長が委嘱する委員20名以内をもって組織する。

(1) 区議会議員 5名以内

(2) 学識経験者 5名以内

(3) 区内の公共的団体の構成員 5名以内

(4) 公募による区民 3名以内

(5) その他、区長が必要と認める者 2名以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年間とし、欠員が生じたときの後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、委員の再任は妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 4 会長及び副会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 協議会は、過半数の委員の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(部会)

第 7 条 専門事項を調査するため、協議会に部会を置くことができる。

(意見の聴取)

第 8 条 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第 9 条 協議会の委員又は委員であった者は、その職務に関し知り得た秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(委任)

第 10 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。
(足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例 (昭和 39 年足立区条例第 17 号) の一部を次のように改正する。

別表区長の部に次のように加える。

足立区放射能汚染対策推進協議会	日額 7,000円
-----------------	-----------